

交通災害共済制度に

ついて問う！

(無会派)

問

現在、市民が加入している交通災害共済は、先ごろ統合された愛媛県市町総合事務組合の事務に変更されたが、県下自治体の組合への加入状況と運営状況を問う。

また、近年の行財政改革の流れの中で、「民でできることは民に」との視点から、この制度については廃止も含めた見直しを行い、交通対策事業の再構築を図っていく必要があると思うが、市の考えを問う。



答

交通災害共済の加入状況は、西条市をはじめ県内5市9町の14団体である。加入率は、西条市で17.22パーセント、5市平均で28.08パーセント、全体では34.82パーセントとなっている。

運営については、16年度決算で、歳入が約1億2千万円、歳出が1億1千万円で、1千万円の黒字となっ

ている。また、基金積立金が約9千750万円で運営状況は良好である。

この制度は、手続が簡単で、民間保険に比べて有利なことから、市民が加入しやすく、また定着もしていることから、将来的にも継続していきたい。

防災関連

災害復旧事業の状況は？

(日本共産党西条市議団)

問

台風14号により、昨年の台風被害の復旧工事箇所には被害が発生し、二次災害や完全復旧への遅れが始まっている。災害対策として、どこまで調査をしているのか。

答

災害の箇所や危険と思われる箇所については、事前に黒瀬・大成・河之内等の観測場所で降雨量の調査をし、バトロールも行い、被害が拡大しないよう事前の対応をしてきた。復旧箇所の現場では、台風や大雨による現場の状況を見ながら、相応な対応をしてきた。二次災害の状況としては、道路については、見当たらなかったが、河川について、ブロック積みの裏側や護岸に若干洗掘された箇所が見られた程度で、大きな二次災害は発生していない。

耐震対策の取り組みは？

(無会派)

問1

災害時の避難場所としての役割と機能を持つ小・中・高等学校の施設の保全の観点から、今後、耐震診断、改修等耐震化推進について、どのように取組むのか。

答

平成7年の法改正により、昭和56年以前の建築物は耐震診断を行い、必要に応じて、耐震改修を行うことが義務付けられている。学校施設については、非木造の2階建て以上、又は床面積200平方メートルを超える校舎が対象で、小中学校28箇所、62棟が該当する。そのうち、5箇所、8棟は診断を実施済みである。

残る54棟については、耐震化優先度調査を実施中であり、この調査結果を踏まえて、耐震改修を順次実施したい。市内5高校についても、災害時の避難場所となっていることから、耐震についての要望をしていく必要があると考える。

問2

住宅耐震診断への認識と重要性がまだまだ理解されていない。また、リフォームについて関心があっても改修費用等が伴わない等の課題があるが、これらの課題に対し、行政がどのように促進を図っていくのか。

答

耐震診断については、市報9月号や、ホームページ・ポスター等で、木造住宅耐震診断事業の啓発を行っているほか、愛媛県建築士会西条・周桑支部とともに、イベント等で、木造住宅耐震診断のアンケート等を実施し、市民のいっそうの啓発促進に努めている。また、7月に防災・減災フォーラムや防災自治を考えるシンポジウムなどを開催したところであるが、今後このようなシンポジウム等の開催により地震等に対する意識の高揚・啓発に努めたい。

なお耐震診断の対象となる建物は2万9千余りあるが、個人の財産に対し行政が補助を行うことの適否についての検討も必要であり、現在のところリフォームについての補助は考えていない。

まちづくり関連

新市の将来像を問う

(無会派)

問1

西条市の現状での住みやすさをどのように評価しているのか。また、今後、市民に住みやすさの評価を調査する考えはないのか。

答

合併により県内屈指の市域面積と人口規模、重厚な農工業基盤を有する一大産業都市となった。豊かな自然や水に恵まれた新西条市は、住みやすさという点では、総合力において、全国でもかなり高い水準にあると自負している。総合計画策定に当たって実施したアンケート調査(18歳以上無作為抽出500人、有効回答208人でも約85パーセントが西条市に住み続けたいとあり、多くの市民が住みやすい町と感じているものと思っている。

問2

新市建設計画に基いた公共施設の整備の優先度をどのように決定するのか。

答

現在、新市建設計画に掲載されている全事業について、各部署で優先順位をどう考えているか調査しているところである。この調査を基にヒアリングを行い、平成18年度当初予算編成時における程度、方

向性を打ち出したいと考えており、公共施設整備について緊急度・必要度・熟度・地域バランス・継続的需要・都市戦略上必要とされる事業かどうかなどを総合的に勘案しながら優先度を決めたい。

問3

合併特例債については、どの程度まで活用し、採用する事業や時期をどのように想定しているのか。

答

西条市における合併特例債の規模は、標準全体事業費が約464億円であり、借入れ限度額が標準全体事業費の95パーセントの約440億円となっている。この借入限度額の約70パーセントの約308億円が普通交付税の基準財政需要額に算入される。また、合併特例債が充当できる期間は、平成17年度から26年度までの10年となっている。合併特例債は、財源確保上、非常に有効な手段であり、その活用については、これまで充当していた地方債からの振替を中心に行うなど、財政健全化の観点から堅実かつ効率的な活用を図ることを基本としている。

平成17年度については、道路整備に6事業、施設整備及び面的整備等に6事業の計12事業を合併特例債事業として予定しているところである。今後、新市建設事業のうち継続的な事業をはじめ、特に都市戦略上、必要とされる事業や旧2市2町の融和と一体性の確保に資する事業を優先し、健全財政並びに地域バランスについてもじゅうぶん配慮しつつ、合併特例債の有効な活用に努めてまいりたい。